

事務局ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

新潟高教組

# 新型肺炎感染症対応速報

2020年4月21日 全組合員配布・分会掲示

## 早出遅出勤務・在宅勤務

新型肺炎感染症の感染拡大防止に向け4月20日新教連へ説明

### ○早出遅出勤務の積極的な活用

各学校の始業時刻から勤務開始時間を30分、60分早める、もしくは30分、60分送らせて割り振る

（早出・通常・遅出の3パターンで勤務し、パターンごとの教職員数は概ね3分の1程度となるように調整する）

手続きは早出遅出勤務請求書により前日までに校長に請求

### ○在宅勤務の推進

業務の都合上、在宅勤務ができない教職員を除き、在宅勤務を行う

（各日教職員の3分の1以上を目安とする）

在宅勤務は自宅への旅行命令によるものとする

（事前に総務事務システムで手続きをする）

勤務時間、休憩時間は、勤務時と同様。後日、在宅勤務報告書を作成し、校長へ提出書類等を持ち帰る場合は、校長の許可を得る

### Q&A

Q.在宅勤務を時間単位または半日とすることは可能か	A.在宅勤務は日単位
Q.在宅勤務中に私用での外出はどうか	A.年休
Q.勤務開始時、終了時の連絡は必要か	A.必要なし（事後報告のみで良い）
Q.報告書はどの程度書けば良いのか。	A.箇条書きでよいが具体的に内容がわかるように書いてもらいたいとのこと。（○○の課題作成等）
Q.実施期間はどうか	A.臨時休業の期間
Q.これまでの休暇に変更点はあるか	A.休暇の扱いについてはこれまでと同様 なお、これまで感染した場合、私傷病休暇扱いとなっていたが、4月14日より職専免扱いとなっています
Q.非常勤職員も同様の対応か	A.同じタイミングで整理したかったが、現在も協議中（県教委より）。早急な対応を求めます。